

令和 8 年 3 月 26 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく安芸高田市職員措置請求（住民監査請求）について、下記のとおり同条第 5 項の規定に基づき監査したので、その結果を公表する。

安芸高田市監査委員 品川 忠治

安芸高田市監査委員 宍戸 邦夫

## 記

### 第 1 監査の請求

#### 1 請求人

住所 広島県安芸高田市

氏名 省略

#### 2 請求日

令和 8 年 1 月 26 日

#### 3 本件請求の要旨

本件請求の要旨は、請求書記載事項及び事実証明書からおおむねつぎのとおり認めた。

（原文を抜粋又は要約）

安芸高田市ジビエ振興協議会の食肉加工に関して、昨年中の月毎の在庫量を記載した文書の公開を求めたが、提供を受けたのは令和 5 年度及び令和 6 年度の期首と期末における棚卸一覧表であった。

一か月の製品の搬入からその月の販売を引けば在庫量を把握することができる。

最も重要で基本となる一月毎の在庫量が把握できていないことは、ずさんな管理がもたらすもので、不当な管理といえる。

協議会に市民の税金が使われている以上、市民に対してつまびらかにすべきである。妥当な税金の支出になっているのか、市民に損害を与えているのではないか。

協議会の運営全般に対し、厳正なる監査を求める。

### 第 2 要件審査

#### 1 形式審査

請求書の様式、氏名の自書及び事実証明書の添付を確認し、要件の具備を認めた。

#### 2 実質審査

##### (1) 請求の対象となる行為等

法第 242 条第 1 項は、「市長等が行った違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当

該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」について住民監査請求ができる旨を規定している。

本件請求の要旨に「妥当な税金の支出になっているのか、市民に損害を与えているのではないか。」と記述されていることから、「安芸高田市ジビエ振興協議会に補助金を交付したこと」が請求の対象になると認められる。

また、「安芸高田市ジビエ振興協議会の運営全般に対し、厳正なる監査を請求すること」については、法第 199 条第 7 項に規定する「財政援助団体等の監査」に関わるものであり、法第 242 条第 1 項に規定する「市長等が行った違法若しくは不当な公金の支出等」に該当しないと考えられるため、請求の対象になるとは認められない。

## (2) 請求期間

第 242 条第 2 項は、「当該行為のあつた日又は終わつた日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

安芸高田市ジビエ振興協議会に対する補助金の支出関係の日付を確認したところ、2025 年度安芸高田市ジビエ振興協議会補助金（以下「本件補助金」という。）の支出負担行為、支出命令及び支払日が請求から 1 年以内であり、請求の対象となることを認めた。

## 3 請求の受理

本件請求は、請求要件を具備していると認めて受理した。

## 第 3 監査の実施及び結果

### 1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

本件補助金の交付は、違法又は不当なものであったか。

### 2 請求人の陳述及び証拠の提出

法第 242 条第 7 項の規定により、令和 8 年 2 月 26 日に請求人の陳述を聴取した。

陳述の要旨は、おおむね本件請求の要旨を補完するものであると認めた。

### 3 監査対象機関

本件補助金を所管する産業部（地域営農課）を対象に監査を実施した。

産業部が提出した資料及び説明は次のとおりであった。

#### (1) 安芸高田市ジビエ振興協議会（以下「協議会」という。）の設立経緯及び取組について

平成 22 年度に安芸高田市議会から提案を受けたことを契機に、有害鳥獣対策で捕獲等をした鳥獣の処理としてジビエ活用の取り組みを始めた。

平成 23 年度に安芸高田市高宮レインボーファームの一部を安芸高田市野生鳥獣食肉処理加工施設に改修し、平成 25 年度からジビエ事業の業務委託を開始した。

その後、委託先のジビエ事業撤退を受けて、平成 29 年度にジビエ事業を行う新たな組織として協議会を設立した。

令和 2 年度には農林水産省の国産ジビエ認証を取得し、衛生管理の徹底による安全安心

な商品をアピールすることで販路の拡大を目指した。なお、認証の有効期間3年の更新毎に必要となる手数料の負担と認証の効果を検証した結果、令和6年度からは更新を行っていない。

有害鳥獣対策の一環であるジビエ事業を継続していく方針であり、売上額は1千万円を超えているが、既存の食肉処理加工施設は建物が老朽化して衛生管理に問題が生じる恐れがあることから、新たな施設の建設を具体的に検討している。

(2) 協議会の規約について

協議会の規約は、設立時の平成29年4月20日から施行されている。

協議会の組織をみると、事務局は産業部地域営農課内に置かれ、協議会を代表する会長は産業部長であり、協議会の事務を総括する事務局長は地域営農課長が充てられている。

しかし、ジビエ事業等の運営を協議する理事については、関係団体から選出される予定であったが諸事情により不在が続いている。

(3) 協議会補助金交付要綱について

協議会補助金交付要綱は、協議会が実施する事業を対象に予算の範囲内で補助金を交付することを定めた規範を告示したものである。

収支決算書をみると補助金は人件費に充てられている。

(4) 補助金について

協議会の補助金に係る事務手続きの主なものはつぎのとおりであった。

2024年度

交付申請	2024年4月1日	5,730,000円		
交付決定	2024年4月1日	5,730,000円		
支出負担行為	2024年4月1日	5,730,000円		
支出命令	2024年4月3日	3,000,000円	支払	2024年4月23日 3,000,000円
支出命令	2024年10月2日	2,730,000円	支払	2024年10月22日 2,730,000円
実績報告	2025年3月31日			
検収	2025年3月31日	確定		2025年3月31日

2025年度

交付申請	2025年4月1日	5,730,000円		
交付決定	2025年4月1日	5,730,000円		
支出負担行為	2025年4月1日	5,730,000円		
支出命令	2025年4月25日	3,500,000円	支払	2025年5月20日 3,500,000円
支出命令	2025年7月17日	2,230,000円	支払	2025年8月5日 2,230,000円

(5) 請求の要旨に対する弁明及び説明

請求人) 2025年中の月毎の在庫量が把握できていないことは、ずさんな管理がもたらすもので、不当な管理といえる。

弁明及び説明) 年度末に決算の棚卸を実施して製品の種類別に棚卸一覧表を作成しているが、毎月の製品の在庫量をまとめた資料は必要がないので作成していない。

日々の製品の入庫と出庫は記録しているので、最新の在庫は把握できており、厚生労働

省の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」等を活用し、トレーサビリティの確保等で個体の受入から出荷までを厳格に管理している。

したがって、請求人の言うようなずさんな管理はしていない。

#### 4 判断

##### (1) 補助金の公益性について

協議会の事業に公益上の必要性があるかを検討する。

法第 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定している。公益上の必要性とは、「当該事業の公益性の程度、支出による具体的効果、当該地方公共団体の財政に及ぼす影響等諸般の事情を考慮すべきものと解せられる。」（釧路地方裁判所平成 12 年 3 月 21 日判決）ものであり、一般的には地方公共団体の長に裁量権が認められ、その裁量権の逸脱、濫用があった場合にのみ、当該補助が違法になると考えられている。

協議会は、「有害鳥獣対策として捕獲したイノシシ、シカを資源として有効活用するため、食用肉（ジビエ）やペットフードとしての利用を促進し特産化を図るとともに、有害鳥獣対策に関わる者の意欲向上及び地域の活性化を図ること」を目的として安芸高田市が主導して設立した任意団体である。

安芸高田市鳥獣被害防止計画によると、イノシシやシカによる農産物の被害は 2,000 万円を超え、農家等の生産意欲減退に繋がっている現状であり、鳥獣被害防止対策の取り組みとしては、寄せない（環境改善）・入れない（防護）・捕まえる（捕獲）の 3 本柱を中心としながら、捕獲者にとって捕獲した鳥獣の埋設や焼却場での処理が負担なことから、資源の有効活用として食肉（ジビエ）・ペットフード・皮革としての利用に取り組んでいく方針となっている。

市議会の予算審査に関連する会議録を一部確認したところ、ジビエ事業の収支を改善することや捕獲に重点を置くのがよい等の意見もあるが、ジビエ事業の取り組みに対しては、全国的に食肉やペットフードとしてジビエの利用量が伸びている中で充実させるべき等、概ね前向きな意見が多いと見受けられた。

また、令和 8 年度の予算には新たなペットフード・食肉加工処理施設整備に向けて施設の詳細設計の経費が計上されている。

このような状況をふまえると、安芸高田市における協議会の事業は公益上の必要性がないとはいえない。

##### (2) 協議会の運営について

###### ア 組織について

協議会を代表する会長は安芸高田市の産業部長であり、事務局を産業部地域営農課内に置き、協議会の事務を総括する事務局長は産業部地域営農課長が担っている。

このような状況をみると、協議会の運営は、行政の幹部職員が職務として責任を持っているといえる。

###### イ 財務について

請求人は、「一か月の製品の搬入からその月の販売を引けば在庫量を把握することがで

きる。最も重要で基本となる一月毎の在庫量が把握できていないことは、ずさんな管理がもたらすもので、不当な管理といえる。」と主張している。

この点について、産業部の弁明は前記のとおり、毎月の製品の在庫量をまとめた資料は必要がないので作成していないが、日々の在庫は把握することができる旨であったため、協議会の事務局長である地域営農課長に確認したところ、在庫の数量を示す資料の提供を受けた。この資料によると、受け入れた個体を加工して部位別に出来上がった製品ごとに入庫から出庫までが記録され、現時点の最新の在庫量を確認することが可能であった。

請求人が主張する「一月毎の在庫量の把握」について、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。以下「法人税法」という。）等の法令の規定をふまえて検討する。

協議会は法人税法の規定によると内国法人の中で人格のない社団等に区分され、収益事業から生じた所得に対して課税されることとなる。（法人税法第 2 条、3 条、4 条）

協議会の決算報告書に計上されている法人税について、青色申告により納税しているということであった。

青色申告法人の帳簿書類に関して、法人税法第 126 条は、「財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。」と規定している。

財務省令である法人税法施行規則（昭和 40 年省令第 12 号。以下「施行規則」という。）の規定では、複式簿記の原則に従い、仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する事項を記載し、たな卸表、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならないこととされている。（施行規則第 53 条から第 57 条）

こうした法令の規定は、青色申告法人に対して正確かつ厳格な帳簿書類の備付、記録及び保存を求めているものであるが、日々や月々の在庫量を帳簿に記載することは義務付けられていない。また、前記のとおり現時点の在庫の数量は確認できるようになっていることから「一月毎の在庫量が把握できていないこと」がずさんで不当な管理ということとはできないと考える。

(3) 内部通報等について

関係者等からの内部通報や公益通報などは確認されていない。

(4) 結論

以上のことから、本件請求については理由がないと判断し、棄却する。

備考：本件監査結果に不服がある場合は、地方自治法第 242 条の 2 に定めるところにより、本件監査結果通知を受け取った日から 30 日以内に住民訴訟を提起することができます。